

富澤靈岸著

『イギリス中世国制史の研究』

鈴木利章

書評

一八六七年W・スタップズが、オックスフォード大学の近代史の欽定講座の教授に就任したとき以来、英国において近代的な歴史学への道が開かれた。それまでの英国の歴史は、大学外の文人T・B・マコーレー、T・カーライル等により導びかれた、文学としての歴史であったのに対し、W・スタップズは、国制史の研究でもって近代歴史学の礎をきづいたのである。この国制史の研究は、その当時の、黄金時代をむかえた英国議會政治、繁栄の頂点をきわめた大英帝國と結びつき、当時の世相にも訴え、時勢にあってしまった。この傾向は、二十世紀になりT・F・タウトによる行政史、W・カニングムによる経済史などの種々な要素が加わったとはいえ、英国中世史研究の主流をなし、D・ノウルズによれば、一九五〇年代までつづくことになった。英国中世国制史とは、英国にとってかくのごときテーマであった。しかるに、一九五〇年代より、英国自体の地盤低下にともない、英国自身のなかにおいても、国制史への興味がうすれ、それにともないそれ以外

の分野への関心が広まってきた。とはいえ国制史は、依然として、英国史における主要テーマのひとつであることにはかわりはない。わが国の英国中世史研究においても、この十九世紀末の英国史学の残像が強く反映し、国制史的研究が大きな位置を占めており、本書も、この流れのなかに位置づけられる研究である。

もちろん、著者の研究方向は、従来の中世史研究、つまり近代化の前提として、ないしは否定されるべき対象としての封建制度研究への反省から出発している。封建制は、本来的に地方分権制を目ざし、無秩序を志向するものであり、国家秩序とは矛盾するものという従来のネガティブな評価より脱却し、封建制を、むしろ国制の安定と発展のために、何らかの秩序志向を秘めるものとして、封建制を再評価していこうとする新しい潮流に棹さすものである。

本書は、前著『封建制と王政——イギリス封建制の特質——』（ミネルヴァ書房昭43）のあとをうけた本格的な論著である。今回の著作は、十二・三世紀に開花する王国共同体をひとつの柱に、その前後における王制の発展を、封建制の展開と絡ませて全面的に論じたところに、本書の大きな特色のひとつがある。

まず、本書の全体像を把握するべく、目次を掲載しておく。

まえがき

第一部イギリス封建制の展開

第一章イギリス封建制論

第二章イギリス封建制と国王権

第三章イギリス封建制の地域共同体的展開

第二部イギリス中世王政の発展

第四章早期アングロ・サクソン時代の王権と異教の伝統

第五章イギリス中世王権の発展系譜

第六章イギリス中世王権とコモンロー

第七章イギリス中世国制史の問題点

第三部中世イングランドにおける王国共同体理念

第八章イングランド王国共同体理念の成立

第九章いわゆるアンジュー帝国とイングランド

第一部において、著者は、英国中世封建社会において、国王権が封建制とどのようにからみ合っているか、その展開の一般論を提示し、第二・三部が、その具体的な叙述である。封建社会における王権のあり方をめぐって、周知の堀米・世良論争を念頭におきつつ、英国におけるその展開を明らかにする。大陸とは異なり、イギリスは早くから王権が存在し、その強さには定評がある。とくに征服王朝からはそれが顕著である。そのうえこの王権と並んで封建制も発達していく。この、二つの事実を考慮し、王権と封建制の協調面を強調したのが、本書の特徴となっている。封建制を広義に解釈し、アングロ・サクソン初期社会七王国時代の種族王と自由種族民との間に半ば封建的な関係を見い出し、十世紀マールシアやウェセックス王権の成立の中に、封建的宗主権者を見出し、カマート、ウィリアム両征服王の英国支配を契機として、王権が著しく強化されたあと、ステイーヴン王時代、王権が一時弱体化し、地方貴族の独立化が進み、一時的な混乱を経て、ヘンリー二世は、この混乱からの秩序回復をめざし、封建制と国王権との協調の上になりたつコモンロー王権を作りあげる。その

後、エドワード一世時、王権による封建制の体制化を経て、封建制が完結すると、イギリスにおける封建制と王権との展開を概観する。著者は、基本的には、始原的本質として封建制の中に、Individualism, localism 志向を認め、王制とはあい入れないものながら、英国においては、その両者が平行して展開していくことの理解に立を明らかにしている。これが、第一部の骨組だけの素描である。

第二部では、主にイギリス中世の王権の発展を具体的に論じている。とくに第四章の異教的王権の性格とその残存の部分は、従来みのがされてきた部分であり、豊かな叙述となっており、興味深い。筆者は、J・M・ウォリス・ヘイドリルやW・ウルマンが主張する、中世王権の強さの根拠を、ローマ法ないしはキリスト教に求める見解を紹介するだけでなく、それと並置して、W・A・チェイニーの見解を軸に、ゲルマン異教の影響を強調する。つまり、アングロ・サクソン時代は、普通一般に考えられている以上に、異教信仰が残り、この信仰が王権をささえていることが明らかにされている。これによれば、アングロ・サクソン族の王族は、ゲルマン諸神、とくに人気のあるオーディン神を始祖と考えられ、王は、その王族より選ばれた故に、カリスマ的権能をそなえているという理念が根強く残っていたのである。六世紀末キリスト教が導入され、急速にキリスト教化されていったような印象を持ちがちなのが国の学界においては、興味深い指摘である。たとえば、ケント王エセルベルフトの改宗も、何も異教を忘れ去るためではなかったのである。かれは依然として異教の神のカリスマをうけている者として南東英を支配していた。そのほかキリスト

教的な戴冠式をあげたことで有名な、十世紀のエドガー王がなくなつたとき、王国の命運がかたむき、凶作に見舞われたといわれている。これは異教的な信仰が流行した証拠であつた。平和と豊饒とは、国王のカリスマと結びついていたのである。このように、王権の理論的根拠を説明する場合、従来のキリスト教的、ローマ的要素だけでは説明がつかず、どうしても異教的要素も考慮に入れねばならなかつた。そのうえ、異教的要素の意味は、それだけではなく、上記のキリスト教的王権理念が、アングロ・サクソン諸王の間に広まりえたのも、このような異教的なゲルマン王がもつてた宗教的機能を、キリスト教化することにより、容易になつたという。この指摘も興味深い。この当時のキリスト教の布教方法より見て、充分納得のいく解釈である。

このほか、王権の性格に關して、見おとしてはならない側面は、人民法の統轄者としての国王の發展である。七王国時代各種族国家の種族民、その人民法を統轄していた家父長的種族王から、八・九世紀、これら種族王を統轄する形で成立してくる、マーンシア、ウェセックス王朝に代表される、王の保護、平和の理念で象徴される、封建的宗主権的王権理念の成立がそれである。

このあとをうけて、第五章では、平和破壊罪、家屋侵害罪、待伏罪、犯人隠匿罪、軍役怠慢罪などの特定の犯罪の処理を、国王大権として特定したクヌート王、イギリス人の開示を強制し、森林法を強行して、ノルマン人の保護を企てたウィリアム征服王、さらにはさきのクヌート王が特定した国王大権に、王令輕視罪、役人侮辱罪、偽造罪、放火罪を加えたヘンリー一世など、征服者としての實力を背景に、神政君主制の理念を強化していく一方、

サクソン人民法慣行にもつき、それを秩序づける源泉として王権を位置づける人民王権の理念の、王権内に内在していることが指摘されている。ヘンリー一世をついだステイヴン王の内乱期は、王権が弱体化した時期であつたが、ウィリアム征服王が設定したサクソン人とノルマン人との差別を解消するよい機会となり、コモンな感覚で、コモンな場で、コモンな法慣行を求める努力がなされ、そのなかに、「神政王権の武力征服者的な王権理念と、人民的慣行、つまり封建的法慣行を総合し、自らの王権をその源泉たらしめようとする人民王権理念との統合の契機を見出すことが」(八四頁)可能となり、次王ヘンリー二世時代のコモンロー王権、両者の協調を體現するコモンロー王権の成立を準備するのである。

アンジュー時代に入つて、イギリス・コモンローは飛躍的な展開をみせる。アンジュー帝国内のひとつの國として、イングランドのまとまりを保持していたイギリスは、有能な役人グランヴィルの下に官僚体制を整備し、複雑なコモンローを運用していく。王権は、このコモンローを上から支配・統轄する神政王権理念を追求する一方、そうしたコモンな封建的法慣行の統合の源泉となることによって、人民王権理念を追求することによって王権の一層の高揚を図っていく。これがヘンリー二世治世の最大の特徴であつた。具体的には、先代の混乱した秩序を回復すべく、人民のとくに自由民の土地財産保有の安寧のための訴訟手続を整備するという形で、この政策が追求された。同王が設定した侵奪不動産占有回復訴訟 *Assize of novel disseisin* や不動産相続占有回復訴訟 *Assize of mort d'ancestor* など自由保有権の安堵のため

の訴訟手続の創設であった。こうした国王法廷を中心とした裁判行政事務の統一的体系的発展の中に、コモンローが形成されることとなった。かくて「ヘンリー二世は、コモンローの確立とその支配を通して、神政王権の征服者王権という王権理念とサクソン以来の伝統であるところの人民法慣行の統合の源泉たろうとする人民王権理念との二つの相拮抗する王権理念を統合することに成功したといえる」(九〇頁)。

ヘンリー二世以降、やや弱体化したアンジュー王権は、こうした二つの相拮抗する王権理念をめぐって、つまりコモンローを恣意的に支配しようとする神政王権理念とコモンローの源泉として王権を維持し尊重していこうとする、封建貴族たちの人民王権理念との間に、衝突がくりかえされていくことになる。一二一五年のマグナ・カルタは、この両理念の抗争が生んだ国制史上の産物であった。一二〇四年大陸領を喪失したジョン王は、イングランド内政に没頭せざるをえず、また治世の大半を大陸ですごしたりチャード一世時代に発達した公的・国家的行政機構からの掣肘をのがれて、自己の意志を貫徹すべく納戸庁 *wardrobe* を独立させ、国璽のほかに玉璽 *privy seal* を作り、自己に好都合なコモンローを王国共同体の慣行と称し、これに反対する封建貴族との対抗・競合が顕在化し、封建貴族サイドでの解決が、マグナ・カルタとなる。そのあとヘンリー三世の時代を通して、コモンローとは何か、コモンローをめぐる王権のあり方をめぐり、王と封建貴族とが対決し、破局を迎える反面、当時の人びとの間に、王と直属貴族とが構成する王国共同体意識の芽生えもみられた。この王国共同体は、地域共同体の国政参加を通して、内容を豊かにしてゆく。

十三世紀後半のエドワード一世は、マールバラ制定法、第一ウエストミンスター制定法等において、封建社会の法慣行コモンローを支配統轄すべき王権の至高性(神政王権理念)を追求していく一方、ウエストミンスター第二制定法や死手法を通して、王権がイギリス封建社会のコモンローの源泉となり、それを尊重・遵守してゆこうとする志向(人民王権理念)をもとつたのである。かれの第一の課題は、即位直前の貴族の内乱の跡始末であり、イギリス封建社会の秩序を回復することであり、当時の封建的慣行に逆行せんとする反封建的意識はまったくなかった。しかし、それがあまりに、精力的・多彩であったため、結果として、かえって王の過保護が目立つこととなった。このことは、反面当時の封建制は、もはや自然な発展が阻止され、主体性を失い、いわば管理された封建制におちいったことをも意味している。エドワード一世は、封建貴族とことをおこし、かれらを圧倒して王権の至高性を主張したのではなく、王国共同体をうまく運営してゆくための責任の一部をかれら貴族に転嫁してゆくという、これまでの王権にはみられなかった、超階層的な王国共同体理念を追求していたのである。

しかし、エドワード一世の晩年、エドワード二世以降の王権は、議會権、人民権の抵抗にもかかわらず、その恣意性を高めてゆく。その最たるものが、ローマ的な帝王権蔑視の理念とゲルマン的な忠誠違反、反逆の理念とを融合させた大逆罪理念の規定であり、王の殺害、王への反逆、偽造罪をそれと定めたのである。つまり王国共同体意識の成長に支えられて、王権は、この大逆罪をテコに、王国共同体のすべてを含むものとしての孤高の地位にのし上

ってゆき、封建貴族の王朝への依存を利用して、権力を集中し、絶対王制へと傾斜していったのである。絶対王制にいたる掛け橋として、王国共同体理念を導入してきたことは、興味深い指摘である。

この王国共同体を中心に論じたのが、第三部である。つぎに、簡単にそれについて紹介しておく。

王国共同体という語が使いはじめられるのは、王制と封建制との対抗が顕在化した十三世紀以降のことである。ヘンリー二世時代に国王法廷の法が、大巡察を通して全イングランドの法として普及し、コモローが確立されることになったが、これが、このコモローの展開される場としての王国共同体理念を醸成する基盤となり、これを高揚させたのが、前述の一二〇四年の大陸領喪失とマグナ・カルタ闘争であった。前者により内政に専念せざるをえなくなったジョン王は、国内貴族を敵味方に分ける結果となり、不平貴族、とくに北部貴族の団結を生み、これがマグナ・カルタという形で結晶し、それ以降は、この憲章をめぐる、王と貴族の闘争となり、まず貴族の間に、貴族的な王国共同体理念を生みだすことになった。これに対し、この貴族共同体をこえる、より公共的な、国家的な王国共同体像も生まれてくる。一三〇五年伯・バロンとともに立法に参加した「王国共同体」がそれである。実は、この成長には、同じ十三世紀に課税同意権をめぐって発展しつつあった地域共同体、州共同体意識の成長が存在した。アングロ・サクソン時代までさかのぼる古い州郡等の地域共同体にねざす伝統的な意識であり、これこそ、イングランドを、大陸のような等族制には発展させない、つまりイングランド特有の議会

を生み出させたものであった。

最後に、評者の若干の感想をのべ、本書評のしめくくりとしたい。

まず、筆者のよく使用される封建的宗主権の意味する内容である。明らかにノルマン征服後と思われる時期に封建的宗主権が使用されている一方、ノルマン征服以前アングロ・サクソン時代後期の王権をあらわす場合にも、同じ封建的宗主権がつかわれている。前者に関しては、ノルマン征服により導入された私的な双務契約にもとづいた王権として、その性格をもつことはいかなづけるが、後者に関しては妥当かどうか、両者を同一にあつかうことに一抹の不安を感じるものである。

また同じ不安であるが、ウェールズ種族制組織のなかに、筆者は、半ば封建的な関係があると指摘しておられるが、これもはたして妥当なものかどうか。上下の支配関係があったとき、それに封建的なものをみいだすとするれば、あまりにも、封建制を広く解釈しすぎ、結局は、何も説明しないことにはなりはしないかとおそれるものである。

なおささいなことであるが、八二頁「征服後は、ローマ・キリスト教の神政王権理念も導入されて」とあるが、すでに筆者自身も認められておられるように、アングロ・サクソン時代にもキリスト教の影響のもとに神聖王権が語られているのであり、導入という語は不適当とも思われる。

従来の英国中世史は、英国における研究態度の当然の影響のもとに、えてして島国的な発想にとじこもり気味であった。ここに大陸を意識した英国国制史の研究を得たことは、喜ばしいかぎり

である。本書が刺激となり、今後この方面の研究の進展をねがって、筆をおく。

(A5判 二五五頁 索引八頁 一九七八年十一月 関西大学出版・
広報部 三八〇〇円)

(神戸大学文学部助教授